

番 号 : 150071

国 名 : エクアドル

担当部署 : 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名 : チンボラソ県持続的総合農村開発プロジェクト (チーフアドバイザー業務/持続的総合農村開発)

**1. 担当業務、格付等**

- (1) 担当業務 : チーフアドバイザー業務/持続的総合農村開発
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

**2. 契約予定期間等**

- (1) 全体期間 : 2015年4月上旬から2017年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.85M/M、現地 20.40M/M、合計 21.25M/M
- (3) 業務日数 :
 

準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	国内作業	第3次派遣
5日	235日	2日	68日	2日	120日
国内作業	第4次現地	国内作業	第5次現地	整理期間	
2日	124日	1日	65日	5日	

**3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法**

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 3月18日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

**4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点**

- (1) 業務の実施方針等 :
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
  - ①類似業務の経験 28点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 12点
  - ⑤業務従事者によるプレゼンテーション 16点

(計100点)

類似業務	農村開発に係る各種業務
対象国/類似地域	エクアドル/全途上国
語学の種類	西語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

エクアドルチンボラソ県は、人口約40万人のシエラ（山岳）地域のほぼ中央に位置する地方県である。同県は、主要な生計手段である農業所得の低さに加え、質の低い教育・医療・基礎インフラによる劣悪な生活環境及び自然資源の劣化（森林破壊による流域荒廃、土壌侵食など）に起因して、シエラ地域10県の中でも深刻な貧困問題を抱えている。

これらの複合的な問題を解決するためには、多分野に及ぶ総合開発の観点から中長期的な開発戦略の策定が必要である。そこで、JICAは貧困削減に向けた参加型の持続的総合農村開発の実施体制が整備されることを目標とした、「チンボラソ県貧困削減のための持続的総合農村開発実施体制強化プロジェクト」を2009年2月から2011年8月まで実施した。これにより、「チンボラソ県持続的総合農村開発戦略」の策定及び同戦略に基づいた開発計画の策定を行った。

このプロジェクトの実施を通じて、①同戦略を持続的に実施に移すために、各集落のレベルで住民の直面する課題を的確に把握し、上記戦略の枠組みに沿ってこれに対応する計画を策定・実施する必要があること、②①と併せて住民の主体性の形成と自助努力による生活環境の改善や収入の向上、テリトリアル計画※などの行政が推進する参加型開発への理解・協力を促進する必要があること、及び③総合的な開発戦略を適切に実施するために、複数のセクターにまたがる関係行政機関の連携・調整による実施体制の強化と、課題分析・計画策定・計画実施に係る関係組織の能力を向上させる必要性があることが、新たな課題として認識されるに至った。

こうした背景のもと、同国政府は我が国に対して後続プロジェクトの協力を要請し、2012年3月から2017年3月までの5年間の予定で、チンボラソ県政府、農牧漁業省、環境省、教育省、保健省をカウンターパート（以下、C/P）機関として、住民の生計向上及び生活環境の改善に向けた開発事業の実施基盤の整備を目的とした「チンボラソ県持続的総合農村開発プロジェクト」を実施中である。

プロジェクトでは、これまで、チーフアドバイザー／持続的農村開発、業務調整／参加型開発及び農産物流通／収入源創出の3名の長期専門家並びに持続的農業技術普及、水土保全、生活環境改善の短期専門家が派遣され、選定した30集落（以下、実証対象地域）においてコミュニティプロジェクトを実施し、同県農村部全体に適応できる「生計の向上」及び「生活環境の改善」に資する手法・手順の確立や有用技術パッケージの開発を進めてきている。

2014年9月、プロジェクト開始から2年半が経過したことから、中間レビュー調査が実施された。同調査において、これまでのプロジェクト活動は概ね順調に進捗し、コミュニティプロジェクト活動を通じて持続的総合農村開発を進めていく上で重要な成果や教訓が得られているとし、プロジェクトの後半においては、協力終了後も同県独自で総合農村開発プロジェクトを展開していけるよう、チンボラソ県政府内の当該部署の新設あるいは改編、人材と予算の持続的確保、必要な制度化ならびに組織連携の強化や開発技術・手法の取り纏めなどに注力することが必要であると報告されている。

本専門家は、チーフアドバイザー業務／持続的総合農村開発分野の専門家として、前任者の業務を引継ぎ、2017年3月のプロジェクト終了まで、プロジェクト全体の運営管理を行うとともに、持続的総合農村開発の推進にかかる助言・指導を行うことが求められる。

※テリトリアル計画とは、開発対象として、郡や市町村などの行政区分にとらわれることなく、共通した開発目標を有する地域のまとまり（テリトリー）に着目し、それぞれのテリトリーの開発ニーズ、及びその優先度に応じて、セクター横断的に開発を進めるための計画。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、国内においては、プロジェクトの現状を正確に把握・分析するとともに、監督職員にプロジェクトの状況と業務の進捗状況を説明し、プロジェクトの課題について監督職員と協議を行う。また、現地においては、本プロジェクトに派遣された他の長期専門家及び短期専門家並びにC/Pと協力して、プロジェクト目標達成のために、以下の活動を行うとともに、その過程において、C/Pに対し必要な指導・助言を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### (1) 国内準備期間（2015年4月中旬）

- ①プロジェクト関係資料（詳細計画策定調査報告書、ベースライン調査報告書、月例報告書、実施運営総括表、専門家業務完了報告書、中間レビュー調査報告書等）を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ②エクアドル国シエラ地域農村部の生活状況について、既存の文献、資料を分析し把握する。
- ③中南米地域で実施済み又は実施中の総合農村開発プロジェクトに係る情報を収集し、持続的総合農村開発を進めていく上での課題を把握する。
- ④全業務期間を対象に、ワークプラン（和文・西語）を作成し、監督職員に説明を行う。

### (2) 第1次現地派遣期間（2015年4月下旬～2015年12月中旬）

- ①ワークプラン（西語）に基づき、JICAエクアドル支所、C/P機関、他のプロジェクト専門家に対し、業務期間全体の業務工程、業務方針について説明を行う。

#### ②以下の業務を行う。

ア チーフアドバイザー業務として、以下の業務を行う。

- (ア) プロジェクトの日本側チームにおける代表者としてプロジェクト全体の運営管理状況を把握し、現場での全専門家による活動の進捗状況をモニタリングする。必要に応じて、プロジェクト関係者や他の専門家に対し、指導・助言を行う。
- (イ) プロジェクトの今年次計画を取りまとめ、合同調整委員会（JCC）にて、同計画案について説明し、現地プロジェクト関係者の理解を得る。
- (ウ) 今年次派遣予定の短期専門家（生活環境改善等）による助言や指導が定着するよう、同専門家派遣終了後、同専門家が担当する分野における活動を支援・モニタリングする。
- (エ) 合同調整委員会への参加等を通じ、プロジェクトの運営管理、技術移転の進捗状況、将来計画につき、報告、協議及び助言を行う。
- (オ) プロジェクトの目標達成及び自立発展性に関連するエクアドル国、チンボラソ県の政策や計画（国家・地域開発計画等）を把握する。
- (カ) プロジェクトの事務所備品や車両の使用方法等にかかるプロジェクトの内規を作成し、その遵守について指導及び監督する。
- (キ) プロジェクトの広報を積極的に行う。

イ 持続的総合農村開発分野の専門家として、以下の業務を行う。

- (ア) 実証対象地域の農民が生計向上・生活環境改善・参加型開発に係る知識・技術を習得・実施するため、農民グループによる研修計画策定及び実施を支援する。
- (イ) 上記研修成果を活用した農民グループによる生計向上・生活環境改善・参加型開発に係る活動計画の策定及び実施を支援する。
- (ウ) 上記活動に関し、農民グループの組織化および参加型による計画・モニタリング・評価の実施を支援し、コミュニティプロジェクト運営の仕組みを構築する。
- (エ) 関係機関、県内行政府、集落の技術者・普及員の能力向上のための「総合農村開発支援パッケージ」研修を体系化し、実施を促進する。
- (オ) 実証対象地域について、村議会内に総合農村開発ユニットの設置を促し、同ユニットの機能強化及び集落普及員活用の仕組みを構築する。
- (カ) 郡政府（カントン）及び区政府（パロキア）との連携を強化し、総合農村開発事業の普及ネットワーク構築を支援する。
- (キ) プロジェクトに設置された「運営ユニット」（プロジェクト運営全体を管理する）の機能強化並びに5つの「技術支援ユニット」（参加型開発／組織化、農牧生産、流

通、自然資源管理、生活環境改善)のコミュニティプロジェクト支援体制強化並びにコミュニティプロジェクトの実施における各ユニットの連携を促進する。

- (ク) これまでの活動成果、支援体制、普及ネットワーク、活動戦略等を取り纏め、チンボラソ県における「持続的総合農村開発のための体制構築・手法確立のためのガイドライン」案を作成し、プロジェクト関係者との協議を行う。なお、本活動は、C/Pが主体となって行うものであり、本専門家はこれを支援・促進する。
- ③合同調整委員会(JCC)に参加し、プロジェクトの進捗状況・懸案事項、今後の計画等について報告・協議する。(9月頃)
- ④他の専門家と協力して、実施運営総括表を作成し、JICAエクアドル支所を通じて、監督職員に提出する。(10月頃)
- ⑤次年度のプロジェクト実行計画案(在外事業強化費、短期専門家、供与機材・携行機材等)を、他の専門家やC/Pと協議の上作成し、JICAエクアドル支所及び監督職員に提出する。
- ⑥第1次現地業務結果報告書を作成し、これに基づき、JICAエクアドル支所に対し、第1次現地業務結果と第2次派遣時の業務計画について報告・説明する。
- (3) 国内作業期間(2015年12月下旬)
- ①第1次現地業務結果報告書を監督職員に提出し、プロジェクトの進捗状況と併せて、第1次現地派遣における業務結果及び第2次現地派遣における業務計画について報告・説明する。
- ②監督職員が帰国報告会を開催する場合には、これに出席し、国内関係者に対しプロジェクトの進捗状況について報告を行う。
- (4) 第2次現地派遣期間(2016年1月上旬~2016年3月中旬)
- ①第1次現地派遣時の業務を継続する。
- ②合同調整委員会(JCC)に参加し、プロジェクトの進捗状況・懸案事項、今後の計画等について報告・協議する。(3月頃)
- ③他の専門家と協力して、実施運営総括表を作成し、JICAエクアドル支所を通じて、監督職員に提出する。(3月頃)
- ④第2次現地業務結果報告書に基づき、JICAエクアドル支所に対し、第2次現地業務結果と第3次及び第4次派遣時の業務計画について報告・説明する。
- (5) 国内作業期間(2016年3月中旬)
- 現地業務結果報告書を監督職員に提出し、プロジェクトの進捗状況と併せて、第2次現地派遣における業務結果及び第3次現地派遣における活動計画について報告・説明する。
- (6) 第3次現地派遣期間(2016年4月上旬~2016年7月下旬)
- ①第2次現地派遣時の業務を継続する。
- ②監督職員からの指示に基づき、他の専門家やC/Pと協力して、終了時評価調査に必要な資料を取り纏め、JICAエクアドル支所及び監督職員に提出する。
- (7) 国内作業期間(2016年8月上旬)
- ①第3次現地派遣における業務結果について、監督職員に報告する。
- ②9月に予定されている終了時評価調査について、監督職員に現地調整状況を報告・協議する。
- (8) 第4次現地派遣期間(2016年8月中旬~2016年12月中旬)
- ①第3次現地派遣時の業務を継続する。
- ②終了時評価調査団の受け入れに向けた現地関係者の調整を行う。
- ③終了時評価調査の円滑な実施に向け、評価調査団に対し必要な協力・支援を行う。(9月頃)
- ④終了時評価調査を合わせ、合同調整委員会(JCC)に参加し、評価調査団からの評価結果を聴取・協議する。(9月頃)
- ⑤終了時評価調査結果を踏まえ、先方実施機関と今後のプロジェクト活動について協議を行い、必要に応じて活動計画の見直しを行う。
- ⑥終了時評価調査における提言を踏まえ、プロジェクト目標達成を意識した活動に収れんするようプロジェクト関係者間の共通認識を醸成する。
- ⑦他の専門家と協力して、実施運営総括表を作成し、JICAエクアドル支所を通じて、監督職員に提出する。(10月頃)
- ⑧第4次現地業務結果報告書に基づき、JICAエクアドル支所に対し、プロジェクトの進捗状況

と併せて、第4次現地業務結果と第5次派遣時の業務計画について報告・説明する。

(9) 国内作業期間 (2016年12月下旬)

現地業務結果報告書に基づき、プロジェクトの進捗状況と併せて、第4次現地派遣における業務結果及び第5次現地派遣における活動計画について、監督職員に報告する。

(10) 第5次現地派遣期間 (2017年1月上旬～2017年3月中旬)

①第4次現地派遣時の活動を継続するが、特に、「持続的総合農村開発のための体制構築・手法確立のためのガイドライン」最終案を完成させ、プロジェクト期間内に、C/P機関より合意を得られるようC/Pを支援する。また、ガイドライン案に示された実施体制整備に必要な法案（県令など）の作成を支援する。

②業務調整長期派遣専門家と協力して、先方への機材等の引き渡しを行い、先方実施機関より受領書を取り付ける。

③合同調整委員会（JCC）に参加し、他の専門家及びC/Pと協力して、現地関係者に対して、プロジェクト目標達成度、成果、先方実施機関への提言等を報告・協議する。（3月頃）

④他の専門家及びC/Pと協力して、プロジェクト事業完了報告書（和文・西文）を作成し、JICAエクアドル支所及び先方実施機関に提出する。

(11) 国内整理期間 (2017年3月中旬～2017年3月下旬)

①専門家業務完了報告書（和文）を作成し、現地で作成したプロジェクト事業完了報告書と併せて監督職員に提出・報告する。

②監督職員が帰国報告会を開催する場合には、これに出席し、国内関係者に対しプロジェクトの実施結果について報告を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

いずれも体裁は簡易製本とし、成果品については電子データも併せて提出する。

なお、本契約における成果品は（4）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

和文2部：監督職員1部、JICAエクアドル支所1部

西文6部：JICAエクアドル支所1部、先方実施機関5部

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

(2) 現地業務結果報告書（第1次、第2次、第4次派遣のみ。第3次派遣分については、終了時評価調査に必要な資料の提出を以って、現地業務結果報告書の提出は不要とする。）

和文2部：監督職員1部、JICAエクアドル支所1部

想定される記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ プロジェクト実施上の懸案事項
- ④ 次期派遣における活動計画

(3) プロジェクト事業完了報告書

和文3部：監督職員2部、エクアドル支所1部

西文6部：エクアドル支所1部、先方実施機関5部

想定される記載項目は以下のとおり。

- ① プロジェクトの成果
- ② 活動実施スケジュール
- ③ 投入実績
- ④ プロジェクト実施運営上の課題およびそれを克服するための工夫、教訓、提言等
- ⑤ PDMの変遷
- ⑥ 合同調整委員会開催記録
- ⑦ 持続的総合農村開発のための体制構築、手法確立のためのガイドライン

(4) 専門家業務完了報告書

## 和文3部

想定される記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④プロジェクト実施上での残された課題
- ⑤その他

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

- ・航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
- ・派遣期間中の滞在先はリオバンバ（Riobamba）となります。
- ・航空経路は、成田⇒ヒューストン、アトランタ又はニューヨーク⇒キト⇒成田を標準としますが、より効率的・経済的な経路ある場合には提案してください。
- ・首都キトから専門家居住地のリオバンバ間の移動はプロジェクトチームで手配します。

### (2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2015年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は以下を予定していますが、現地の受入状況により変更の可能性がありま  
す。また、ある程度の調整は可能です。

第1次現地派遣：2015年4月下旬～2015年12月中旬

第2次現地派遣：2016年1月上旬～2016年3月中旬

第3次現地派遣：2016年4月上旬～2016年7月下旬

第4次現地派遣：2016年8月中旬～2016年12月中旬

第5次現地派遣：2017年1月上旬～2017年3月中旬

#### ②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業  
期間に派遣されている専門家を記載しています）。

- ・業務調整（長期派遣専門家）
- ・持続的農業技術普及（長期又は短期派遣専門家）
- ・農産物流通／収入源創出（長期派遣専門家）
- ・生活環境改善（短期派遣専門家）

#### ③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

##### ア) 空港送迎

あり

##### イ) 宿舍手配

必要があれば手配します。

##### ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

##### エ) 通訳備上

なし（西語での業務遂行が必須）

- オ) 現地日程のアレンジ  
必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・プロジェクト概要 (<http://www.jica.go.jp/project/ecuador/001/index.html>)
  - ・本プロジェクト詳細計画策定調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12068334.pdf>)
- ②本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム  
(TEL:03-5226-8422) にて配布します。
  - ・中間レビュー調査報告書（和文）
  - ・専門家業務完了報告書（前任のチーフアドバイザー）

(3) プレゼンテーション

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- 1) 実施時期：2015年3月23日（月）（予定）  
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
- 2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室  
（当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合があります  
ので、調達部までお問い合わせください。）
- 3) 実施方法：
  - ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
  - ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
  - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上